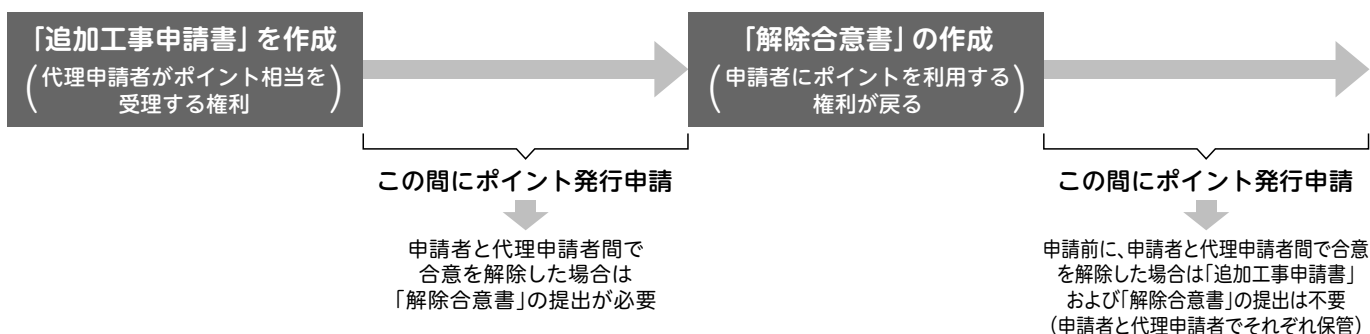


共通

## 追加工事交換の委任解除合意書の提出について

「追加工事交換における委任解除合意書(以下、「解除合意書」)」は、「追加工事交換申請書(以下、「追加工事申請書」)」により発行されたポイントを追加工事交換に利用することに合意した申請者と代理申請者が、当該合意を解除する場合に作成する書類です。(事務局は、解除合意書により追加工事が解除されたことを確認し、申請者にポイントの商品交換利用を認めます。他の様式等により解除の合意を行うことはできません。)

「解除合意書」の作成時点で、既にポイント発行申請を行っている場合、速やかに事務局に連絡の上、「解除合意書」を提出してください。(申請前に追加工事交換の合意を解除した場合は、「追加工事申請書」および「解除合意書」を申請書に添付する必要はありません。)



### 解除後のポイント利用について

追加工事交換を解除した場合、ポイントを商品交換に利用できます。(「賃貸住宅の建築」を除く)

ただし、商品交換申込期限は令和4年2月15日までです。

商品交換申込期限

(完了前ポイント申請に限る) 追加工事交換の完了報告期限

同じです /

令和4年2月15日

※追加工事交換を利用した場合の完了報告期限も令和4年2月15日です。

※追加工事交換の解除を行わずに当該完了報告期限を超過した場合、申請者は当該ポイントの利用ができません。

工事等の遅延により完了報告ができない可能性がある場合、期限に余裕をもって解除を行う必要があります。

※事務局での解除の手続きには一定の時間を要します。また解除合意書に不備がある場合、解除の手続きは行われません。

(解除の手続きが商品交換期限までに完了しない場合、商品交換を行うことはできませんのでご注意ください。解除合意書は内容が確定し次第、速やかにご提出をお願いします。)

### 解除合意書の提出方法 ※ポイント発行申請の提出方法により提出先が異なります。



#### オンライン申請

解除合意書は、代理申請者の申請ポータルから提出します。  
解除合意書作成後、事務局に連絡し、その指示に従いアップロードしてください。



#### 郵送申請・窓口申請

解除合意書は、郵送で提出します。(窓口では受理できません。)  
下段の送付ラベルの郵送先に郵送してください。

#### 送付ラベル

※宅配便は利用できません。 ※郵便料金が不足した場合は受理されません。  
※配達状況の到着確認ができる書留やレターパックの利用をおすすめします。

#### グリーン住宅ポイント事務局

ナビダイヤル **0570-550-744**

IP電話等からのお問い合わせ先 **042-303-1414**

(通話料がかかります) 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝含む)

ホームページ <https://greenpt.mlit.go.jp>

〒115-8691 赤羽郵便局私書箱13号  
グリーン住宅ポイント  
委任解除合意書 受付係

共通

## 追加工事交換における委任解除合意書

申請者(以下、「甲」という。)と、契約事業者(以下、「乙」という。)とは、追加工事交換申請書に基づく委任(以下、「追加工事交換の委任」という。)について、  
令和 年 月 日(以下、「解除日」という。)をもって解除することを合意する。

甲と乙とは、解除日をもって追加工事交換の委任が解除されたことを相互に確認し、当該解除によって甲もしくは乙又は第三者に損害が発生したときは、甲と乙とがそれぞれの責任と費用において処理することとする。

令和 年 月 日

受付番号\*1

(事務局から送付される通知物に記載されている番号を記入してください。)

M

\*1 提出する際は必ず必要です。ご不明な場合はグリーン住宅ポイント事務局までお問い合わせください。

甲(申請者) 住 所

自署または押印

氏 名

印

乙(契約事業者) 住 所

押印必須

氏 名

事業者印  
必須

### 注意事項

- ・本合意書は、追加工事交換の委任を解除した後、事務局に提出するものです。
- ・申請者および契約事業者は必ず控えを保管してください。

### グリーン住宅ポイント事務局

ナビダイヤル **0570-550-744** (通話料が) | 9:00~17:00  
IP電話等からのお問い合わせ先 042-303-1414 (かかります) | (土・日・祝含む)  
ホームページ <https://greenpt.mlit.go.jp>



(事務局使用)